**特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書**

受付印

　　　　　　　　　　（宛　先）愛荘町長

|  |
| --- |
| 地方税法第３２１条の５の２の規定により、町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 所在地（住所） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| フリガナ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 名称（氏名） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　 |
| 代表者職氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 電話番号 | －　　　　　－　　　 |
| 法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 担当者 | (連絡)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(氏　名)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 特別徴収義務者指定番号 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ※市町村ごとに異なります　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 理由 | ※該当する番号に○を付けてください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１.給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった為　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２.１２回（６月～翌年５月）の納入に変更したい為３.その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 関与税理士署名押印 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

|  |
| --- |
| 愛荘町処理欄 |
| 課長 | GL | SL | 決議日年　　月　　日 |

【注意事項】

1. 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事業所所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。
2. この届出を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。

　**※給与の支払を受ける者が常時１０人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。**

1. この届出書を提出した場合には、提出日に属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の１０日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

〔例〕この届出書を提出した日が３月の場合の納期限

　　◎12～2月分⇒4月10日まで　　◎3月分⇒4月10日まで　　◎4～5月分⇒翌月10日まで

|  |
| --- |
| 【提出先】　〒529-1380　　 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川７２番地　　　　　　　　　愛荘町役場　税務課　住民税担当 電話：0749-42-7690  |